

要 望 内 容

回 答

分野別要求項目

一 福祉・医療の充実を

◆医療・保健の充実を

108 国民健康保険制度を改善すること。

- ・国保の一部負担金減免制度は収入基準額を引き上げ、拡充すること。申請に当たっては、資産報告書の提出や保険料の納付を要件としないこと。

○ 災害その他特別の理由により一部負担金の支払いが困難な世帯に対しては、本市独自に条例等に規定を設け、一部負担金減免の取扱いを行っております。一部負担金減免制度の承認に係る収入基準額については、国の定める収入基準である生活保護基準額よりも広い基準を設けております。

また、平成22年9月に、国から一部負担金減免に係る取扱いに関する一定の基準が示され、当該基準に該当するものについては、減免額に対して特別調整交付金が交付されることとなっております。

○ 本市では、特別調整交付金の対象となる場合について、保険料の納付を要件としないこととするよう、平成22年12月1日付けで取扱いを一部拡充し、さらには、平成25年8月に生活扶助基準の引き下げが行われましたが、その影響を回避するため、平成25年8月以降に受理した申請についても、引き続き、従来どおりの基準に基づいて収入認定を行っております。

なお、今後、生活扶助基準が段階的に引下げられることに伴う影響を回避するために、国において、一定の基準が示されており、本市においても、平成26年4月以降については、国において示された基準に基づき、収入認定を行う予定としております。

○ 一部負担金減免の適用に当たっては、他の被保険者との負担の公平性の観点から、収入及び資産等の状況も含め、総合的に判断しているものであり、一部負担金の支払いが可能な預貯金等を所有している方には、その活用をお願いしております。

(次ページに続く)

| 平成 2 6 年度 予算要望に対する回答 | | NO. | 1 0 8 |
|---|---|-----|-------|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 入院時の食事代負担などの軽減を図ること。 ・ 限度額適用認定証をすべての人に発行すること。当面、発行に当たっては機械的一律的な対応はやめ、保険料納付要件の緩和を行うこと。所得区分については現年度収入を基準とすること。 ・ 出産育児一時金など現金給付については、滞納保険料と相殺しないこと。 ・ 精神・結核医療付加金を復活させること。 ・ 無保険者や国保加入者の生活実態・受診状況等についての実態調査を行うこと。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 入院時食事療養費については、日常生活に要する程度の額に関して、自己負担をお願いしているものであり、低所得者の方に対しては、減額制度が設けられています。 ○ 限度額適用認定証の交付に当たっては、特別な事情があると認められる場合を除き、滞納がある場合には交付できない旨が法令等で定められています。なお、本市としては、個々の世帯状況等を十分にお聞きし、きめ細かな対応のうえ交付の判断を行っており、機械的、一律的な対応は行っておりません。 認定証の区分判定は法令により、毎年8月1日を基準日として、前年度の市民税情報に基づき判定することとなっております。 ○ 保険料は国保の事業運営の基幹的な財源で、全ての被保険者に公平に負担していただくことが制度存立の前提です。滞納されている方に対して現金給付を行う際は、このような制度の趣旨を説明させていただき、本人同意を得たうえで、滞納保険料に充てていただくようお願いしております。 なお、出産育児一時金に係る現金給付を行う際は、国通知に基づき、適切な対応を行っております。 ○ 精神・結核医療付加金については、対象者が国保加入者に限定されており、社会保険加入者との公平性が課題となっていたため、平成18年11月に廃止しており、復活する考えはありません。 ○ 本市では、毎年3月頃に京都市内の事業所に対して、就職又は退職される方への国保の加入手続及び喪失手続の御案内と、同手続が必要な方への必要書類の作成依頼を行っており、事業所等を退職された方が国保への加入手続を行わなかったことにより、無保険の状態にならないよう努めております。 | | |

| 平成 2 6 年度 予算 要望 に対する 回答 | | NO. | 1 0 9 |
|--|---|-----|-------|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| 1 0 9 無料低額診療事業の利用者に対し、院外処方による薬代の助成を行うこと。 | <p>○ 無料低額診療事業は、事業届出施設である病院又は診療所（薬局は対象外）が、生計困難者に対して無料又は低額な料金で診療を行う事業であり、患者が院外処方の施設を受診した場合の薬代については事業の対象外となります。</p> <p>○ 医薬分業が進む中、本市としては、院外処方による薬代についても事業の対象とするよう国に対して要望しているところです。</p> <p>(経過・これまでの取組等) 平成 2 4 年度 利用実績 3 2 3, 9 9 2 人 【内訳】 生活保護 2 2 4, 5 9 9 人 生活保護以外 9 9, 3 9 3 人 ※ 上記実績は、市内 3 6 箇所の登録施設における利用者数</p> | | |

| 平成 2 6 年度 予算要望に対する回答 | | NO. | 1 1 0 |
|---|---|-----|-------|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| 1 1 0 協会けんぽは政管健保にもどし，国が責任を持つ制度に戻すよう求めること。 | <p>○ 本市としては，財政基盤のぜい弱さなど，市町村が運営する国民健康保険制度が抱える課題を解決し，将来にわたって安心して医療を受けられる安定した制度となるよう，国を保険者とした医療保険制度の一本化の早期実現とその実現までの財政措置の拡充について，引き続き，国に対して要望を行ってまいります。</p> | | |

| 平成 2 6 年度 予算要望に対する回答 | | NO. | 1 1 1 |
|--|--|-----|-------|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| 1 1 1 市立京北病院の整形外科医や常勤の医師，看護師確保に引き続き全力をあげること。 | <p>○ 京北病院は，市立病院とともに平成 2 3 年 4 月 1 日から地方独立行政法人京都市立病院機構へ運営を移行しました。医師の体制は，平成 2 3 年 4 月から常勤医師数 3 名体制（平成 2 2 年度は 2 名）に拡充しているところです。</p> <p>今後も引き続き，法人において市立病院から医師や看護師等を派遣するとともに，大学病院等にも派遣要請し，診療体制の確保に努めてまいります。</p> | | |

| 平成26年度予算要望に対する回答 | | NO. | 112 |
|--|---|-----|-----|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| 112 市立病院・市立京北病院の独自の医療費等患者負担の減免制度を拡充すること。無料低額診療事業を行うこと。 | <p>○ 院内減免の取扱いについては、出生証明書、死亡診断書や胎盤処理料等、全額自己負担の対象となっているものについて、患者又は家族の方からの申請に基づき、当該世帯の収入状況を把握し、その状態が、生活保護法による最低生活費の130%以下と認定される者に対し減免措置を講じており、これ以上に医療費減免制度を拡充することは困難です。</p> <p>○ 市立病院及び京北病院は、地方独立行政法人が運営する病院であり、無料低額診療の実施の有無に関わらず、固定資産税等については非課税です。民間医療機関と同様に無料低額診療を実施することで、税の減免による財源確保が図れるわけではなく、無料低額診療を行う財政的基礎がないことから実施は困難です。</p> <p>○ なお、院内減免制度を含む経済問題に関する相談については、随時対応しており、また、平成23年4月から1名配置したメディカル・ソーシャルワーカー（MSW）を、平成24年4月からは4名に、平成25年4月からは5名に拡充するなど体制強化に努めております。</p> | | |

| 平成 2 6 年度 予算要望に対する回答 | | NO. | 1 1 3 |
|---|--|-----|-------|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| 1 1 3 市立病院・市立京北病院が政策医療等公的責任を果たせるよう、必要な交付金を確保すること。 | <p>○ 法人は、原則として独立採算により運営しなければなりません。政策医療の分野において、効率的な運営に努めてもなお性質上不採算とならざるを得ない収支不足部分を補てんする運営費交付金については、本市が確保していくことを地方独立行政法人京都市立病院機構の中期目標に明記しており、中期目標に記載したとおり必要な交付金を確保しております。</p> <p>(平成 2 6 年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方独立行政法人京都市立病院機構運営費交付金 2, 2 1 9, 0 0 0 千円 | | |

| 平成 2 6 年度 予算要望に対する回答 | | NO. | 1 1 4 |
|--|--|-----|-------|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| 1 1 4 市立病院の院内保育所は外部委託化をやめ、職員処遇を改善すること。 | <p>○ 院内保育所については、包括外部監査の指摘を踏まえ、運営形態を見直し、公募により選定した事業者に運営業務を委託しているところであり、運営形態の見直しに当たっては、保育所職員の継続雇用を確保し、保育の質を維持するため、委託料を一定加算する措置を講じたところです。</p> | | |

要 望 内 容

回 答

115 重度心身障害児者医療費支給制度・重度心身障害老人健康管理費支給制度の対象者を3級までに拡大すること。

○ 身体障害者手帳3級の方を重度心身障害者医療費支給制度・重度障害老人健康管理費支給制度の対象とすることについては、本市の厳しい財政状況において、実施は極めて困難です。

(平成26年度予算額)

・重度心身障害者医療費支給事業

医療費 2,390,000千円

事務費 33,185千円

・重度障害老人健康管理費支給制度

医療費 1,450,000千円

事務費 17,020千円

| 平成 2 6 年度 予算要望に対する回答 | | NO. | 1 1 6 |
|--|---|-----|-------|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| <p>1 1 6 小児慢性特定疾患治療研究事業は、市独自にも入院期間の制限緩和や通院も対象とするなど事業を拡大すること。</p> | <p>○ 小児慢性特定疾患治療研究事業については、専門家や患者代表の意見を踏まえ、重症者に手厚く、また、療養の長期化による心身面の負担等にも配慮しています。本市においても、国基準の対象外であっても、国の対象疾患で市の定める一定の基準を満たし、継続的に1箇月以上入院されている方を対象に事業を拡大して実施しています。</p> <p>また、国においては、平成26年度に制度改正が予定されておりますが、その動向を注視しつつ、円滑な事業の実施に努めてまいります。</p> <p>(平成26年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小児慢性特定疾患治療研究事業 335,115千円 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成17年2月 新たな小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱の制定</p> | | |

| 平成 2 6 年度 予算要望に対する回答 | | NO. | 1 1 7 | | | | | | |
|---|--|--------------------|-------|-----------------|-----|--------------------|--|-----|---------------|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | | | | | | | |
| <p>1 1 7 ひとり親家庭医療費支給制度の所得制限を、 2 0 1 2 年度までの基準に戻すこと。</p> | <p>○ ひとり親家庭等医療費支給制度については、社会状況等の変化に対応し、安定的で持続可能なものとするための見直しが必要となっている中で、京都府が設置する「ひとり親家庭の支援施策検討会」等の検討結果等を踏まえ、平成 2 5 年 8 月から、対象を父子家庭へ拡大し、所得制限の見直しを行いました。</p> <p>○ 所得基準については、福祉施策として市民理解を得られる基準として、平均的な勤労者の収入等を考慮したものであり、元の基準に戻すことは困難です。</p> <p>(平成 2 6 年度予算額)</p> <table border="0"> <tr> <td>・ひとり親家庭等医療費支給事業</td> <td>医療費</td> <td>1, 1 8 7, 0 0 0 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>事務費</td> <td>3 9, 3 3 2 千円</td> </tr> </table> | | | ・ひとり親家庭等医療費支給事業 | 医療費 | 1, 1 8 7, 0 0 0 千円 | | 事務費 | 3 9, 3 3 2 千円 |
| ・ひとり親家庭等医療費支給事業 | 医療費 | 1, 1 8 7, 0 0 0 千円 | | | | | | | |
| | 事務費 | 3 9, 3 3 2 千円 | | | | | | | |

| 平成 2 6 年度 予算要望に対する回答 | | NO. | 1 1 8 |
|---|--|-----|-------|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| 1 1 8 自立支援医療については、新京都方式を継続し、さらに患者負担の軽減に努めること。非課税世帯の無料化は早急に実現すること。 | <p>○ 本市では、これまでから自立支援医療の利用者負担の抜本的な軽減を国に対して強く要望しておりますが、現時点では国において軽減措置は行われていないことから、本市独自で実施している総合上限制度や独自軽減などの「新京都方式」については、平成 2 6 年度も継続して実施してまいります。</p> <p>(平成 2 6 年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害児・者福祉サービス利用支援策「新京都方式」の継続 2 3 6, 2 2 8 千円 | | |

| 平成 2 6 年度 予算要望に対する回答 | | NO. | 1 1 9 |
|---|--|-----|-------|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| 1 1 9 特定疾患治療研究事業については、補助対象を拡充するよう引き続き国に求めること。 | <p>○ 難病患者への医療費助成については、これまで厚労省の難病対策委員会で新たな制度の構築について検討が行われ、現在、対象疾患の拡大や自己負担割合の軽減などが図られる方向で、平成 2 6 年通常国会に法案提出される予定となっております。</p> <p>○ 新たな制度における対象疾患の選定等については、今後、国において専門家による検討委員会が別途設置され、審議が行われることとされており、本市としても、これらの動向を注視しつつ、必要な対応を進めてまいります。</p> <p>(経過・これまでの取組等) 平成 2 5 年 6 月 国家予算に関する本市からの要望として、希少難病患者への支援など総合的難病対策の拡充について要望</p> | | |

| 平成26年度予算要望に対する回答 | | NO. | 120 |
|---|--|-----|-----|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| <p>120 ヒブ・小児用肺炎球菌ワクチンを定期接種に位置づけるよう国に求めること。風疹予防接種は、妊娠を希望する19歳以上の女性の配偶者も対象にすること。単独ワクチンも対象にすること。</p> | <p>○ ヒブ・小児用肺炎球菌ワクチンについては、従来から定期接種化に係る要望を行ってきたところ、平成25年度から定期接種に位置付けられ、平成26年度も引き続き定期接種として実施してまいります。</p> <p>○ 平成25年7月から緊急対策として実施している風しん予防接種の一部公費負担については、抗体検査により「抗体が不十分」と判明した妊娠を希望する女性、その配偶者等を対象として、平成26年度も、引き続き実施してまいります。</p> <p>○ なお、国は風しん予防接種の実施について、麻しん風しん混合ワクチンの接種を勧めていることから、本市としては単独ワクチンを対象とする予定はありません。</p> <p>(平成26年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヒブワクチン接種 390,836千円 ・小児用肺炎球菌ワクチン接種 543,539千円 ・風しん抗体検査 19,500千円 ・風しん予防接種(任意接種) 4,500千円 | | |

| 平成 2 6 年度 予算要望に対する回答 | | NO. | 1 2 1 |
|--|--|-----|-------|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| <p>1 2 1 高齢者インフルエンザ予防接種は、所得金額 1 2 5 万円超の対象者について接種料金を 1 5 0 0 円に戻すこと。自己負担区分証明書は交付するか、2 0 1 2 年度までと同様、医療機関の窓口で「介護保険料納入通知書」「市・府民税課税証明書」「生活保護受給証明書」などを提示すれば受けられるようにすること。</p> | <p>○ 高齢者インフルエンザ予防接種については、平成 2 5 年度から、所得区分に応じたよりきめ細かな接種料金の設定とするとともに、これまでの所得区分の確認方法を見直し、接種料金軽減の対象となる方に窓口又は郵送にてあらかじめ申請していただき、本市が確認したうえで自己負担区分証明書を発行する方法に変更しました。</p> <p>○ 今後も高齢者人口の増加に伴う予防接種の需要の増大が見込まれることから、従来の接種料金に戻すことは困難な状況です。負担区分証明の申請については、郵送による手法を可能とするなど、負担軽減を図っております。</p> <p>(平成 2 6 年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インフルエンザ予防接種 6 0 3, 6 0 7 千円 | | |

| 平成 2 6 年度 予算要望に対する回答 | | NO. | 1 2 2 |
|--|--|-----|-------|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| <p>1 2 2 行政区保健センターは保健所に戻し、必要な人員を配置して高齢者・精神・母子など市民の健康、公衆衛生の向上・増進に努めること。乳幼児健診については、早期療育の観点から5歳児健診も実施すること。環境衛生業務は身近な窓口として元の各保健センターに戻すこと。保健センター長は専任の医師を配置すること。</p> | <p>○ 保健センターにおいては、これまでの行政区保健所で実施していた市民サービス（保健衛生事業の実施、各種健診、各種届出、申請受付等）を維持しており、市民の健康及び公衆衛生の増進に努めているところです。</p> <p>○ 5歳児の健診を実施するには療育のフォロー体制等を整える必要があるなどの検討課題があるため、本市では、既存の乳幼児健康診査（1歳6か月児、3歳児）及び相談体制の充実を図り、必要な方への早期療育に努めてまいります。</p> <p>○ 保健センター長については、医師の配置を原則と考えているところですが、医師の確保が非常に困難な状況にあります。このような中、各保健センターには、保健衛生事業に係る医療体制確保の観点から、1名以上の医師を配置しているところです。</p> <p>（経過・これまでの取組等） 平成22年4月 京都市保健所の設置、各行政区に保健センターの設置</p> | | |

| 平成 2 6 年度 予算 要望 に対する 回答 | | NO. | 1 2 3 |
|-----------------------------|--|-----|-------|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| 1 2 3 廃止された休日急病東診療所を復活すること。 | <p>○ 診療科目ごとに市内 3 箇所分散していた急病診療所については、平成 2 3 年 3 月に交通至便な JR 二条駅前へ移転統合したことにより、複数の診療科目が 1 箇所受診できるようになり、さらに平成 2 3 年 4 月からは、小児科の深夜帯診療及び内科の準夜帯診療を新たに開始しました。</p> <p>これにより、患者数は大幅に増加し、本市全体として救急医療体制が充実・強化されているものと考えております。</p> <p>(平成 2 6 年度 予算 額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・急病診療所等運営 4 3 0, 8 2 9 千円 (歯科含む) | | |

| 平成 2 6 年度 予算要望に対する回答 | | NO. | 1 2 4 |
|---|--|-----|-------|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| 1 2 4 看護師確保対策費を増額し，自治体として看護師養成に責任を持つこと。 | <p>○ 本市では，①看護師等養成所に対する運営費補助，②市内私立大学四年制看護学科に在学する修学困難な学生に対する修学資金の融資のあっせん及び入学一時金の給付，③看護実践能力に応じた学習を支援する看護職能力向上・定着対策研修事業（京都府看護協会に委託），④離職看護師復帰支援対策事業（京都私立病院協会へ補助）等を実施しており，引き続き，医療の高度化や専門化に対応できる質の高い看護職員の養成及び京都市立病院をはじめとする市内医療機関での看護職員の確保に努めてまいります。</p> <p>（平成 2 6 年度予算額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 看護師等養成所運営補助 5 9, 2 0 6 千円 ・ 京都市看護大学生修学資金融資制度 4, 6 5 6 千円 ・ 看護師確保対策事業 2, 5 0 0 千円 | | |

| 平成 2 6 年度 予算要望に対する回答 | | NO. | 1 2 5 |
|-------------------------------|--|-----|-------|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| 1 2 5 病院群輪番制病院運営事業補助金を元に戻すこと。 | <p>○ 病院群輪番制病院運営事業補助金については、平成 2 1 年度に年間の確保病床数を従来の約 3, 5 0 0 床から約 2, 0 0 0 床に見直しましたが、この間の年間利用実績は最大で平成 2 3 年度の 9 7 7 床、平成 2 0 年度から平成 2 4 年度までの 5 年間の平均は 8 9 0 床であり、見直し後においても救急患者の入院治療体制は十分確保できているものと認識しています。</p> <p>(平成 2 6 年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院群輪番制病院運営事業補助金 6 7, 9 2 8 千円 | | |

| 平成 2 6 年度 予算要望に対する回答 | | NO. | 1 2 6 |
|---|---|-----|-------|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| <p>1 2 6 放射能汚染など食品への市民の不安を解消するため、食品安全監視員体制、検査体制を強化し、正確な情報提供を行うこと。簡易型放射能測定器を設置する団体等への補助金制度を創設すること。</p> | <p>○ 放射能汚染など食品への市民の不安解消については、今後とも、放射能検査やその結果の公表等、食の安全・安心に関する正確な情報発信を行うとともに、監視体制や検査体制を確保するなど、市民の健康被害の防止に努めてまいります。</p> <p>○ なお、食品の放射能検査については、京都市衛生環境研究所において必要な検査を実施しており、簡易型放射能測定機を設置する団体等への補助金制度を創設する必要はないと考えております。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 2 3 年 3 月 1 1 日 福島原子力発電所事故発生</p> <p>3 月 2 3 日 中央卸売市場第一市場に入荷する農水産物の放射能検査開始</p> <p>4 月 1 3 日 放射能の依頼検査受付開始</p> <p>9 月 1 日 中央卸売市場第二市場でと畜した牛全頭の放射能検査開始</p> <p>平成 2 4 年 4 月 1 日 新たな基準値の施行</p> <p>5 月 1 6 日 市内小売店で販売されている加工食品等の放射能検査開始</p> | | |

| 平成 2 6 年度 予算要望に対する回答 | | NO. | 1 2 7 |
|--|---|-----|-------|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| 1 2 7 第二市場における B S E 全頭検査を復活すること。放射能対策については、牛肉の安全性の確保を図り、市民の牛肉に対する不安を解消するために全頭検査を堅持すること。 | <p>○ B S E 対策については、平成 1 3 年から全国の自治体で実施されてきた B S E の全頭検査のほか、肉骨粉飼料の禁止や、特定危険部位の除去、B S E 発生国からの生体牛等の輸入禁止などを行い、安全確保の取組が進められてきたところです。</p> <p>○ こうした中、国においては、専門家への諮問・答申を経たうえで、平成 2 5 年 7 月 1 日以降の検査対象月齢を 4 8 か月齢超とするため関係省令を改正し、本市としても、これまでの科学的根拠の蓄積や国内外の状況を踏まえ、市民の不安が払しょくできる環境が整ったと判断できたことから、全頭検査の必要はなくなったものと考え、検査対象を 4 8 か月齢超の牛のみとしました。</p> <p>○ 牛の放射能検査については、牛肉の安全性の確保を図り、市民の牛肉に対する不安を解消するため、引き続き全頭実施してまいります。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>< B S E 対策 ></p> <p>平成 1 3 年 1 0 月 1 8 日 中央卸売市場第二市場でと畜した牛全頭の B S E 検査開始</p> <p>平成 2 5 年 7 月 1 日 B S E 検査対象月齢を 4 8 か月齢超に変更</p> <p>< 放射能対策 ></p> <p>平成 2 3 年 3 月 1 1 日 福島原子力発電所事故発生</p> <p>9 月 1 日 中央卸売市場第二市場でと畜した牛全頭の放射能検査開始</p> <p>平成 2 4 年 4 月 1 日 新たな基準値の施行</p> | | |

| 平成 2 6 年度 予算要望に対する回答 | | NO. | 1 2 8 |
|--|--|-----|-------|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| 1 2 8 薬物等依存症根絶の取り組みを強化するとともに、民間更生団体への支援を強めること。 | <p>○ 本市では、薬物等依存症に関する普及啓発のための各種講演会等の開催、リーフレットの作成のほか、関係者研修会や本人及びその家族等への個別相談の実施により、薬物等依存症の方の支援に取り組んでおります。</p> <p>○ 民間更生団体への支援については、これまでから薬物依存症者等の自助グループへの本市施設の使用許可や、薬物依存症リハビリテーション施設との協働による講演会開催など行っております。</p> <p>○ また、平成 2 5 年 7 月に京都府が開設した「きょうー薬物をやめたい人ーのホットライン」※の運営に、本市もアドバイザー等で参画しており、今後も民間更正団体等の関係機関と連携し、薬物をはじめとした依存症の方の支援に取り組んでまいります。</p> <p>※薬物依存症から回復した経験のある相談員が、当事者の立場から相談に応じる相談窓口</p> <p>(平成 2 6 年度予算額)</p> <p>・精神保健福祉センター事業費 9, 1 7 6 千円</p> | | |

| 平成 2 6 年度 予算要望に対する回答 | | NO. | 1 2 9 |
|-----------------------|---|-----|-------|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| 1 2 9 中央斎場は直営を堅持すること。 | <p>○ 京都市中央斎場の運営については、平成 2 4 年度の「京都市中央斎場のあり方検討委員会」の提言において、職員の高い技術力と意識を評価したうえで、その技術を今後とも活用すべきであるとしています。</p> <p>一方、受付業務に関しては、運営の効率化や市民サービスの向上に向け、民間の活用も検討すべきとの考えが示されたことを受け、平成 2 6 年度から委託化することとしております。</p> <p>(平成 2 6 年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央斎場運営 2 3 8, 9 6 3 千円 ・中央斎場再整備事業 2 1 2, 8 0 0 千円【充実】 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 2 4 年 8 月 「京都市中央斎場のあり方検討委員会」設置 平成 2 5 年 2 月 提言書の提出 1 0 月 受付委託業者選定開始</p> | | |

要 望 内 容

回 答

- ◆介護保険制度，高齢者福祉施策の充実を
- 130 介護保険制度について，以下の項目について改善をはかること。
- ・軽度認定者への給付サービスを確保すること。介護予防・日常生活支援総合事業を導入しないこと。
- ・昼間独居の生活援助や医療機関への通院・院内介助等の利用条件を緩和すること。
- ・特別養護老人ホームなど施設入所を希望するすべての高齢者が入所できるよう施設整備をすすめること。
- ・保険料・利用料の負担を軽減すること。減免制度を更に拡充すること。

- 介護予防給付の見直しについては，引き続き，今後の国の動向を注視するとともに，必要な財源が確保され，必要な方に適切なサービスが提供できる制度となるよう，必要に応じて，国に対して要望してまいります。
- 平成24年4月1日施行の改正介護保険法により規定された「介護予防・日常生活支援総合事業」については，実施するか否かが各市町村の判断に委ねられているところですが，現在のところ，本市では実施しておりません。
全国的にも実施している市町村はごく少数ですが，国において，「介護予防・日常生活支援総合事業」の発展的な見直しが検討されていることから，引き続き，国の動向を注視するとともに，他の市町村での実施状況等も踏まえながら，実施による効果や影響の分析を行ってまいります。
- 生活援助や通院・院内介助等のサービスは，それぞれの利用者の生活実態や心身の状況等を勘案した個別のケアマネジメントを踏まえて作成される居宅サービス計画に基づき，適切にサービス提供できているものと認識しております。
- 特別養護老人ホームをはじめとする介護基盤の整備については，平成24年3月に策定した「第5期京都市民長寿すこやかプラン」に基づき，着実な整備促進に取り組んでまいります。
- 介護保険制度は全国一律の制度であり，介護保険料・利用料の負担軽減の拡充については，基本的には国の責任において，全国一律の考え方に基づき適切な措置が取られるべきであり，これまでから国に対して要望してまいりました。
平成24年度からの本市における第1号被保険者の保険料については，低所得の方に配慮したよりきめ細かな段階設定や，本市独自の減額制度の更なる拡充など，
(次ページに続く)

要 望 内 容

回 答

・保険料の滞納による制裁措置をやめること。

できる限りの措置を講じております。

○ 保険料滞納による給付制限は介護保険法により規定されており、本市においても、同法の規定に基づき運用しております。
本市では、保険料滞納による給付制限について被保険者に送付する文書に掲載して周知に努めるとともに、保険料を滞納されている方に対して分割納付に応じる等のきめ細かな納付相談を行い、できる限り給付制限措置が生じないよう取り組んでおります。

・市独自に福祉施策として限度額以上の介護を上乗せすること。

○ 居宅サービスに設けられた利用限度額は、介護が必要な度合いに応じて、提供されるサービスに差が生じないように、制度の公平性を確保するための仕組みです。介護保険制度は国が定めた全国一律の社会保険制度であることから、利用限度額の在り方についても、国の考え方にに基づき定められるべきであると考えております。

・在宅生活を制限する要介護認定制度を廃止し、現場の専門家の判断による適正な介護の提供を行うよう国に求めること。

○ 要介護認定は、介護保険制度において、客観的にサービス量を決定し、介護サービスの受給者の公平性を確保するために不可欠な仕組みであると考えております。

・地域包括支援センターへの委託金を大幅に増額すること。

○ 本市においては、各地域包括支援センターの担当圏域の高齢者数及び単身高齢者世帯数に応じて、これまでから、国基準を上回る人員配置を行ってきたところであります。

さらに、平成24年度からは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための仕組みである「京都市版地域包括ケアシステム」の中核機関として、これまで以上に高齢者の総合的な支援を適切に実施するため、委託料を増額し、各センターに1名ずつ、合計61名の専門職員を増員する大幅な職員体制の充実を行っております。

| 平成26年度予算要望に対する回答 | | NO. | 130 |
|------------------|--|-----|-----|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| | <p>(平成26年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別養護老人ホーム建設助成 420,500千円 <ul style="list-style-type: none"> 船岡寮(仮称) 新設【新規】 深草しみずの里(仮称) 新設【新規】 第2市原寮(仮称) 新設 ・ 地域密着型特別養護老人ホーム建設助成 408,100千円 <ul style="list-style-type: none"> 松尾特別養護老人ホーム(仮称) 新設【新規】 アムールうずまさサテライト(仮称) 新設 宝生苑(仮称) 新設 はやま(仮称) 新設 ・ 小規模多機能型居宅介護拠点建設助成 135,100千円 <ul style="list-style-type: none"> ガーデンハウス西賀茂 移転新築【新規】 長啓会京都北山の家(仮称) 新設【新規】 長啓会京都左京の家(仮称) 新設【新規】 清怜会京都久世の家(仮称) 新設【新規】 洛和グループホーム・小規模多機能サービス中久世(仮称) 新設【新規】 走和の郷(仮称) 新設【新規】 地域密着型ケアセンターいまぐまの(仮称) 新設 宝生苑(仮称) 新設 ・ 認知症高齢者グループホーム建設助成 171,400千円 <ul style="list-style-type: none"> 長啓会京都北山の家(仮称) 新設【新規】 長啓会京都左京の家(仮称) 新設【新規】 清怜会京都久世の家(仮称) 新設【新規】 洛和グループホーム・小規模多機能サービス中久世(仮称) 新設【新規】 走和の郷(仮称) 新設【新規】 洛和グループホーム醍醐寺(仮称) 移転新築【新規】 地域密着型ケアセンターいまぐまの(仮称) 新設 宝生苑(仮称) 新設 | | |

(次ページに続く)

| 平成 2 6 年度 予算要望に対する回答 | | NO. | 130 |
|----------------------|---|---|-----|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 養護老人ホーム建設助成 船岡寮 移転新築【新規】 健光園 老朽改築【新規】 ・ 地域包括支援センター運営事業 | <p style="text-align: right;">108,300千円</p> <p style="text-align: right;">1,575,058千円</p> | |

| 平成 2 6 年度 予算要望に対する回答 | | NO. | 1 3 1 |
|---|--|-----|-------|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| <p>1 3 1 市直営の地域包括支援センターを設置し、公的責任を果たすこと。福祉事務所、保健センターは、地域包括支援センターとの相互連携を強化すること。</p> | <p>○ 本市においては、地域の高齢者を総合的に支援するため、市内全域にきめ細かく、61箇所に地域包括支援センターを設置し、運営実績や事業計画に基づき、評価、選定された社会福祉法人、医療法人等への委託により適切に運営されており、直営のセンターを設置する考えはありません。</p> <p>○ 地域包括支援センターの適正かつ円滑な運営を確保するために、福祉事務所においては、「区・支所地域包括支援センター運営協議会」の開催等、地域のネットワーク構築に向けた支援を行うとともに、問題を抱えた個々の高齢者の支援についても、福祉事務所、保健センターが、地域包括支援センターと十分に連携し、老人福祉法に基づく措置をはじめとする各種施策の活用により、適切に対応しております。</p> <p>○ また、これまで以上に高齢者の総合的な支援を適切に実施するため、平成24年度から、センターの職員体制を大幅に拡充するとともに、全福祉事務所とセンターに導入したITネットワークシステムにより、高齢者の介護、福祉サービスの利用状況等の情報共有を行っており、今後とも、福祉事務所、保健センターと地域包括支援センターが一体となった高齢者福祉の充実を図ってまいります。</p> <p>(平成26年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター運営事業 1, 575, 058千円 ・地域包括支援センター運営協議会等事業 9, 911千円 | | |

| 平成26年度予算要望に対する回答 | | NO. | 132 | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|-----|-----|-----------------|---------|-------------------------|-------|-----------|-----------|------------------|-------------|-------------|----------|-----------|-----------|-------------------|---------|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 132 すこやかホームヘルプサービスや入浴サービス・養護老人ホームなど、介護保険外の高齢者福祉施策を継続し、充実させること。高齢者いきいき銭湯助成事業を復活させること。配食サービスの対象に昼間独居世帯を戻すこと。 | <p>○ 介護保険以外の高齢者福祉施策については、高齢者が住みなれた地域で可能な限り在宅生活を継続できるよう、すこやかホームヘルプサービスや健康すこやか学級等、生活支援や介護予防につながるサービスの提供など、引き続き充実に努めてまいります。</p> <p>また、心身の状況や置かれている環境の状況等から、在宅において日常生活を営むことに支障のある高齢者に対しては、引き続き、養護老人ホームへの入所等の措置を適切に実施してまいります。</p> <p>○ 高齢者いきいき銭湯助成事業については、介護保険制度開始後、デイサービス事業を行う施設が年々増加しており、高齢者の身近な地域で入浴サービスが利用しやすくなっていることから、当事業の役割は終えたものと考えております。</p> <p>○ 配食サービス事業については、栄養バランスのとれた食事を提供するだけでなく、事業対象者の安否確認を行うことを目的とした事業でもあるため、要支援・要介護認定を受けた高齢者世帯又は当該高齢者のほか、身体状況等により買物及び調理ができない方のみの世帯等を対象として、引き続き、事業を実施してまいります。</p> <p>(平成26年度予算額)</p> <table> <tr> <td>・すこやか生活支援介護予防事業</td> <td>4,061千円</td> </tr> <tr> <td>・すこやか生活支援介護予防事業(60～64歳)</td> <td>346千円</td> </tr> <tr> <td>・健康すこやか学級</td> <td>102,247千円</td> </tr> <tr> <td>・養護老人ホーム老人保護措置事務</td> <td>1,835,187千円</td> </tr> <tr> <td>・入浴サービス助成事業</td> <td>10,992千円</td> </tr> <tr> <td>・配食サービス事業</td> <td>112,491千円</td> </tr> <tr> <td>・配食サービス事業(60～64歳)</td> <td>1,120千円</td> </tr> </table> | | | ・すこやか生活支援介護予防事業 | 4,061千円 | ・すこやか生活支援介護予防事業(60～64歳) | 346千円 | ・健康すこやか学級 | 102,247千円 | ・養護老人ホーム老人保護措置事務 | 1,835,187千円 | ・入浴サービス助成事業 | 10,992千円 | ・配食サービス事業 | 112,491千円 | ・配食サービス事業(60～64歳) | 1,120千円 |
| ・すこやか生活支援介護予防事業 | 4,061千円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・すこやか生活支援介護予防事業(60～64歳) | 346千円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・健康すこやか学級 | 102,247千円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・養護老人ホーム老人保護措置事務 | 1,835,187千円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・入浴サービス助成事業 | 10,992千円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・配食サービス事業 | 112,491千円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・配食サービス事業(60～64歳) | 1,120千円 | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 平成 2 6 年度 予算要望に対する回答 | | NO. | 1 3 3 |
|-------------------------------|---|-----|-------|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| 1 3 3 緊急通報システム利用料の値上げは撤回すること。 | <p>○ 緊急通報システムの利用料については、従来、所得状況に応じて費用を負担いただいておりますが、費用負担が一部の階層に偏っていたことから、階層ごとの利用料の格差を緩和し、「薄く広く」負担いただくため、平成 2 4 年 7 月から所得階層区分の基準と区分ごとの利用料の見直しを行いました。</p> <p>○ この見直しは、負担額を軽減する階層を設ける等、所得階層ごとの費用負担の偏りを是正したものであり、一律に利用料の値上げを行ったものではありません。</p> <p>○ なお、利用料については、見直し前と比較し、見直し後の新規申請者数が増加していることから、市民の皆様の理解は得られているものと考えております。</p> <p>(平成 2 6 年度予算額) ・緊急通報システム事業 1 6 1, 8 2 3 千円</p> | | |

| 平成 2 6 年度 予算要望に対する回答 | | NO. | 1 3 4 |
|-------------------------------------|---|-----|-------|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| 1 3 4 ただちに福祉乗車証と敬老乗車証の適用地域を同一にすること。 | ○ 福祉乗車証の適用地域を敬老乗車証の適用地域まで拡大することについては、交付者の負担金がない現行の制度では多額の経費を要するため、本市の厳しい財政状況の中、実施は困難です。 | | |

| 平成 2 6 年度 予算要望に対する回答 | | NO. | 1 3 5 |
|--|--|-----|-------|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| 1 3 5 高齢者の居場所づくり支援事業は広報につとめるとともに助成額を引きあげ、充実すること。 | <p>○ 高齢者の居場所づくり支援事業については、平成 2 4 年度から事業を開始し、平成 2 5 年 1 2 月末時点で 1 0 2 箇所の居場所を設置しております。</p> <p>当該事業及び設置した居場所の情報については、本市ホームページに掲載するとともに、各福祉事務所、地域包括支援センター、社会福祉協議会等に情報提供を行っており、引き続き、関係機関と連携を図りながら、市民への周知に努めてまいります。</p> <p>なお、現在の助成額は、開設準備などを支援する適切な額と考えており、引上げの予定はありません。</p> <p>(平成 2 6 年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域における高齢者の居場所づくり支援事業 1 0, 9 6 0 千円 | | |

| 平成 2 6 年度予算要望に対する回答 | | NO. | 1 3 6 |
|------------------------------------|--|-----|-------|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| 1 3 6 外国籍無年金者等への給付金を増額し，対象を拡大すること。 | <p>○ 国が必要な対応を行うまでの措置として，「外国籍市民重度障害者特別給付金」及び「高齢外国籍市民福祉給付金」を本市独自事業として実施し，無年金者等に対する福祉の向上を図っているところですが，その増額及び対象者の拡大については，本市の厳しい財政状況の下，極めて困難であると考えております。</p> <p>○ 無年金者の救済については，本来的には国が制度化を図り，公平に解決されるべきものと考えておりますので，今後も，制度改善について他の政令指定都市と協力し，国に対して必要な要望を行ってまいります。</p> <p>(平成 2 6 年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢外国籍市民福祉給付金支給事業 2 5, 2 7 0 千円 ・ 外国籍市民重度障害者特別給付金事業 2 3, 2 9 4 千円 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 1 6 年 4 月 本市「外国籍市民重度障害者特別給付金」対象者を拡大（精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者を追加）</p> <p>平成 1 9 年 4 月 「外国籍市民重度障害者特別給付金」支給金額を増額 3 6, 0 0 0 円→4 1, 3 0 0 円（+ 5, 3 0 0 円） 「高齢外国籍市民福祉給付金」支給金額を増額 1 0, 0 0 0 円→1 7, 0 0 0 円（+ 7, 0 0 0 円）</p> <p>平成 2 1 年 4 月 年金制度の改正（障害基礎年金と老齢厚生年金等の併給可能）の趣旨を踏まえ，給付金の支給要件を緩和</p> <p>平成 2 5 年 7 月 大都市民生主管局長会議の「平成 2 6 年度 社会福祉関係予算に関する提案」により要望</p> | | |

| 平成 2 6 年度 予算要望に対する回答 | | NO. | 1 3 7 |
|--|---|-----|-------|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| <p>1 3 7 年金受給資格期間の短縮，最低保障年金制度の創設で，無年金の解消・低年金の底上げをはかること。消えた年金問題は，紙台帳等の記録とコンピュータ記録との突合で終わりとせず，きめ細かな対応を行うよう国に求めること。</p> | <p>○ 将来の無年金・低年金の発生を予防するため，国民年金の未納保険料を追納できる期間を2年から10年に延長する「年金確保支援法」が施行されました。また，将来の無年金者救済を目的に，受給資格期間が現行の25年から10年に短縮される「年金機能強化法」が公布されております。</p> <p>今後の公的年金制度の在り方については，国に設置されている社会保障審議会で検討されることになり，本市としては，国の動向を注視するとともに，国に対して必要な要望を行ってまいります。</p> <p>○ 年金記録問題については，本市としても，国と連携して早期の解決に向けて取り組んでまいります。</p> <p>(平成26年度予算額) ・国民年金事務費 132,515千円</p> | | |

| 平成 2 6 年度予算要望に対する回答 | | NO. | 1 3 8 |
|--------------------------------|--|-----|-------|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| 1 3 8 高齢者の就労の機会をこれまで以上に拡充すること。 | <p>○ 雇用施策については、国及び都道府県の所管となっており、本市単独で対応できるものではないことから、平成 2 4 年 3 月に策定した「第 5 期京都市長寿すこやかプラン」に基づき、引き続き、雇用行政、労働行政を担う国や京都府との連携を図りながら、雇用の維持、確保に努めてまいります。</p> <p>○ 本市においては、高齢者の生きがいづくり及び社会参加の推進のため、高齢者がこれまで家庭、地域、職場の各分野で長年にわたり培ってきた知識、経験や技術等を十分に生かせるよう、自らの希望や能力に応じて、臨時的・短期的な就業機会を提供している公益社団法人京都市シルバー人材センターに対する支援を行っており、平成 2 6 年度からは、シルバー人材センターに就業開拓員を新たに 6 名配置し、多種多様な分野における就業機会の拡大に取り組んでまいります。</p> <p>(平成 2 6 年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シルバー人材センター運営補助等 7 6, 0 1 5 千円 ・高齢者地域就業開拓事業 2 0, 4 9 0 千円【新規】 | | |

要 望 内 容

回 答

139 老人クラブへの助成金を増額すること。単位老人クラブの事業に対する支援や高齢者の生きがい対策など、要求に応えること。

- 単位老人クラブへの助成金については、国において平成21年6月15日付けで「老人クラブ活動等事業実施要綱」が改正され、従来50人以上であった単位老人クラブの構成人員数が30人以上に引き下げられました。
- 本市においてもこの要綱改正の趣旨を踏まえ、平成22年度から、30人～49人の少人数クラブへの助成を新設するとともに、80人以上の大人数クラブへの助成を充実させており、引き続き、単位老人クラブの活動を支援してまいります。

| 平成21年度 | | 平成22年度～ | |
|--------|----------|---------|----------|
| 50人以上 | 3,880円/月 | 30～49人 | 1,940円/月 |
| | | 50～79人 | 3,880円/月 |
| | | 80人以上 | 5,820円/月 |

(平成26年度予算額)

・老人クラブ補助等事業 81,343千円

| 平成 2 6 年度 予算要望に対する回答 | | NO. | 1 4 0 |
|---|---|-----|-------|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| <p>◆福祉・子育て支援の充実を</p> <p>1 4 0 保育料を値下げすること。第三子以降は保育料を無条件で無料にすること。減免制度を拡充し、市民にわかりやすく周知すること。</p> | <p>○ 保育料については、国基準保育料の約7割とし、同時入所について、2人目の減額方法の見直し、3人目以降無料化の取組などにより、年間30億円近くの市費を投入し、保護者の方々の負担軽減を図っております。本市の厳しい財政状況の下、現状以上の負担軽減は困難です。</p> <p>○ 保育料の減免制度については、引き続き福祉事務所窓口での案内やホームページへの掲載によって、市民の皆様に周知してまいります。</p> | | |

| 平成 2 6 年度 予算要望に対する回答 | | NO. | 1 4 1 |
|---|---|-----|-------|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| 1 4 1 保育所における給食食材についても市として放射能検査体制をとること。 | <p>○ 市営保育所においては、京都市中央卸売市場や他の自治体における放射能検査結果を基に、教育委員会が示す学校給食用食材における放射性物質の独自の基準値である、50ベクレル/kgを目安として給食食材を選ぶこととしており、民営保育園に対しても速やかに情報提供を行っています。</p> <p>○ また、保育現場の職員に対し、本市が実施する、食の安全に関する講習会やフォーラムへの参加を呼び掛けるなど、保育現場における食の安全に対する意識向上を図っています。</p> | | |

| 平成 2 6 年度 予算要望に対する回答 | | NO. | 1 4 2 |
|---------------------------------|--|-----|-------|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| 1 4 2 民間社会福祉施設産休等代替職員制度を復活すること。 | <p>○ 民間社会福祉施設産休等代替職員制度については、健康保険の給付等を活用することにより、産休や病休職員の休暇の保障を図りつつ、児童処遇を引き続き確保しようとするものであり、本市の厳しい財政状況の中、限られた財源を有効に利用するために見直したものです。</p> | | |

| | | | |
|---|---|-----|-------|
| 平成 2 6 年度 予算要望に対する回答 | | NO. | 1 4 3 |
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| <p>1 4 3 子どもたちの保育環境向上のため、児童福祉施設基準条例における施設や職員配置基準は引き上げること。新たに認可が必要となる保育事業についても現行認可保育所基準を下回らないこと。</p> | <p>○ 認可保育所については、面積基準及び職員配置基準を「京都市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」において規定しており、職員配置基準については、国の基準を上回る基準とし、本市独自に運営費を充実させています。</p> <p>○ また、小規模保育事業など、新たに認可が必要となる保育事業については、平成 2 7 年 4 月に実施が予定されている「子ども・子育て支援新制度」の下、認可基準を条例で定めることとされており、今後、国から示される認可基準（職員数・資格要件、設備・面積基準など）を基に、「京都市子ども・子育て会議」における意見などを踏まえ、検討してまいります。</p> | | |

| 平成26年度予算要望に対する回答 | | NO. | 144 |
|--|--|-----|-----|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| <p>144 昼間里親の安定した運営を保障すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調理員を配置し，職員の給与を保育所職員と同水準とすること。 ・昼間里親の報酬を抜本的に引き上げること。 ・地代・家賃を全額保障すること。 ・給食材料費を保障すること。 | <p>○ 昼間里親制度については，平成23年度以降，国の家庭的保育事業の補助を導入し，委託料の増額を図り，制度を充実させてまいりました。平成26年度当初には，全ての昼間里親が国の家庭的保育事業の基準に適合する予定となっております。</p> <p>○ 平成26年度においては，待機児童が発生している地域や，保育需要の増加が見込まれる地域における保育ニーズに対応するため，5箇所（41箇所→46箇所）増設するとともに，平成21年度から賃貸物件により保育を実施している昼間里親に対し，「子ども・子育て支援新制度」開始前の平成26年度に限り，家賃の補助を行います。</p> <p>○ また，平成27年度から実施される予定の「子ども・子育て支援新制度」において，小規模保育事業等に移行することが想定されますが，国から示される認可基準（職員数・資格要件，設備・面積基準など），公定価格（給付費単価）などを踏まえたうえで，充実が図れるよう検討してまいります。</p> <p>（平成26年度予算額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昼間里親運営委託事業（増設 5箇所） 34,600千円【新規】 ・昼間里親運営委託事業（既設41箇所） 552,191千円 ・昼間里親家賃補助（6箇所） 5,400千円【新規】 | | |

| 平成26年度予算要望に対する回答 | | NO. | 145 |
|--|--|-----|-----|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| <p>145 児童館整備は130館にとどめず、児童館、学童保育所を必要な地域に整備すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数配置も含め全ての小学校区に学童保育所を設置すること。 ・対象年齢を引き上げること。 ・分室に頼らず大規模学童保育所を早急に解消すること。現分室については正規職員を配置し、施設改善をはかること。 ・職員の処遇を抜本的に改善すること。土曜日・長期休業中の長時間保育が安定して行えるよう、常勤職員を増員すること。 | <p>○ 本市では、平成25年4月に一元化児童館130館の整備を完了し、地域における児童の健全育成・子育て支援の拠点としての児童館は、山間地域を除き概ね児童の生活圏に設置できたものと考えています。130館の整備完了後の放課後児童対策については、放課後まなび教室と学童クラブ機能を有する事業を緊密な連携の下に運営する「放課後ほっと広場」や、地域学童クラブへの補助により対応し、きめ細かな対策に取り組んでまいります。</p> <p>○ 学童クラブの対象年齢については、現在、小学校3年生まで（障害のある児童は4年生まで）としており、小学校4年生以上の児童については、児童館事業を利用いただいております。</p> <p>平成27年度から、学童クラブの対象児童を小学校6年生まで拡大する改正児童福祉法が施行されることとなっており、今後示される国の基準等を踏まえ対応を検討してまいります。</p> <p>○ 大規模学童クラブの解消については、これまでから一元化児童館の整備に加え、分室の配置、学童保育スペースの拡張、臨時職員の加配など様々な手法により対応しているところです。また、分室のある児童館では、臨時職員だけでなく、正規職員も含め児童館本館及び分室を一体的に運営しておりますが、職員の処遇については、改善に向けて引き続き努力してまいります。</p> <p>(平成26年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童育成施設運営（児童館、学童クラブ、地域学童クラブ事業補助等） 2,994,252千円【地域学童クラブ事業補助については充実】 ・放課後ほっと広場事業 25,471千円 | | |

| 平成 2 6 年度 予算要望に対する回答 | | NO. | 1 4 6 |
|--|---|-----|-------|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| 1 4 6 学童保育利用料を引き下げること。当面，利用料は来年度も据え置くこと。 | <p>○ 学童クラブ利用料金の改定については，市会の付帯決議を踏まえ実施時期を1年間延期しておりますが，本市の厳しい財政状況の中，今後も増え続ける学童クラブへのニーズに対応し，事業の安定的な運営を図る必要があることから，平成26年4月から実施したいと考えております。</p> <p>(平成26年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童育成施設運営（児童館，学童クラブ，地域学童クラブ事業補助等） 2, 9 9 4, 2 5 2 千円【地域学童クラブ事業補助については充実】 ・ 放課後ほっと広場事業 2 5, 4 7 1 千円 | | |

| 平成 2 6 年度 予算要望に対する回答 | | NO. | 1 4 7 |
|---|--|-----|-------|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| <p>1 4 7 障害児の学童保育を保障するため職員の加配等を行うこと。対象年齢を小学校卒業時まで引き上げること。介助者に対する謝金を直ちに賃金として位置づけること。</p> | <p>○ 障害のある児童の学童保育への受入れについては、介助者の派遣や児童館・学童保育所への事業費の加算、経験豊かな主任児童厚生員による巡回指導等により支援を行っております。</p> <p>○ 対象年齢については、平成15年度から小学校4年生までに拡大し、平成19年度からは、障害のある児童のサマーステイ事業を実施し、夏休み期間中に小学校5,6年生を児童館で受け入れてまいりました。平成24年度からは、はあとステイ事業として事業の実施期間を拡大し、夏休み期間に加え、冬休み及び春休み期間中の受入れを実施しております。</p> <p>○ また、平成27年度から、学童クラブの対象児童を小学校6年生まで拡大する改正児童福祉法が施行されることとなっており、今後示される国の基準等を踏まえ対応を検討してまいります。</p> <p>○ 介助者派遣については、市民に介助者として登録していただき、介助者の確保については、市民に本事業の趣旨を理解いただく中で、より適切な人材確保を含め、より多くの介助者の協力を求めてまいりたいと考えております。</p> <p>(平成26年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学童クラブ事業における障害児の統合育成対策事業 75,980千円 ・障害のある児童のはあとステイ事業 6,229千円 | | |

要 望 内 容

回 答

148 地域学童クラブに対する助成を，市委託の学童保育所の水準に引き上げること。登録児童が10人未満についても「山間地域や，児童館及び小学校から遠い地域に位置する実施団体」に限定せず，補助対象とすること。

- 共同学童保育所をはじめとする地域学童クラブについては，平成10年度から国の補助基準に基づき，各実施主体に補助金を交付しております。これまでから国の基準改定の都度，本市の基準も国に準じた改定を行っておりますが，厳しい財政状況の下，国の基準を上回る補助は困難です。
- 山間地域や，児童館及び小学校から遠い地域については，他の放課後児童対策を講じることが難しいことから，平成24年4月に地域学童クラブ補助要綱を改正し，5人～9人の小規模クラブに対して，本市単費による補助の対象としたものであり，その他の地域における小規模クラブへの補助対象の拡大は困難です。

(平成26年度予算額)

・地域学童クラブ事業 40,611千円【充実】

(経過・これまでの取組等)

<参考>平成25年度の助成金交付基準(年額)

| 年間平均登録児童数 | 事業実施日数 | |
|-----------|------------|--------------|
| | A(250日以上) | B(200日～249日) |
| 5人～9人 | 765,000円 | — |
| 10人～10人 | 1,193,000円 | — |
| 20人～35人 | 2,094,000円 | 2,059,000円 |
| 36人～45人 | 3,360,000円 | |
| 46人～55人 | 3,193,000円 | |
| 56人～70人 | 3,026,000円 | |
| 71人以上 | 2,859,000円 | |

※1日8時間以上開所し250日を超えて開設する場合は，14,000円×251日～300日までの250日を超える日数の額を加算する。

(次ページに続く)

| | | | |
|----------------------|---|-----|-------|
| 平成 2 6 年度 予算要望に対する回答 | | NO. | 1 4 8 |
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| | <p>※年度の途中から事業を開始した場合は、開設期間中の平均登録児童数を算出し、開設日数を開設月数で除した日数が 21 日以上の場合は、事業実施日数を A（250 日以上）とみなし、16 日以上 21 日未満の場合は、B（200 日以上 249 日以下）とみなす。</p> <p>※上記交付基準、5 人～9 人は山間地域や児童館及び小学校から遠い地域に位置する実施団体のみ対象とする。</p> <p>※上記交付基準のほかに、実績に応じて次の加算を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障害のある児童に対する加算 ○長時間開設加算 ○山間地域加算金 | | |

| 平成 2 6 年度 予算 要望 に対する 回答 | | NO. | 1 4 9 |
|---|--|-----|-------|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| 1 4 9 京都こども文化会館は従来どおり京都府との共同運営とするよう京都府に求めること。 | <p>○ 京都こども文化会館は，府市協調事業として昭和 5 7 年に設置した施設であり，設置以来今日まで京都府との共同運営を行っております。今後も引き続き，京都府との協調の下，取り組んでまいります。</p> <p>(平成 2 6 年度 予算 額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 京都こども文化会館運営助成 3 1 , 7 5 4 千円 | | |

| 平成 2 6 年度 予算要望に対する回答 | | NO. | 1 5 0 |
|--|---|-----|-------|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| <p>1 5 0 児童扶養手当の所得制限と就労要件の緩和を国に求めること。生活支援事業等，ひとり親家庭に対する支援を強め，母子家庭の自立支援事業のいっそうの拡充を行うこと。</p> | <p>○ 児童扶養手当制度の改善については，ひとり親家庭の自立を促進し，就労意欲が高まる制度となるよう従来から国に要望しておりますが，引き続き，機会を捉えて国に要望してまいります。</p> <p>○ ひとり親家庭に対する支援については，福祉事務所及びひとり親家庭支援センターにおいて，ひとり親家庭等日常生活支援事業や自立支援教育訓練給付金事業，高等技能訓練促進費事業等の様々な取組を実施しております。 今後とも，きめ細かな相談体制の確保等，充実した支援が展開できるよう，取組を進めてまいります。</p> <p>(平成 2 6 年度 予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭支援センター運営費 1 7, 8 3 9 千円 ・ひとり親家庭自立支援対策 2 0 5, 2 6 1 千円 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 2 1 年 4 月 京都市母子福祉センター移転・再整備 ひとり親家庭生活支援事業（講習会事業，交流会事業）</p> <p>平成 2 2 年 4 月 高等技能訓練促進費事業制度改正（対象資格の拡大）</p> <p>平成 2 4 年 4 月 京都市母子福祉センターの名称を京都市ひとり親家庭支援センターに変更 高等技能訓練促進費事業制度改正（支給対象期間，支給額変更）</p> <p>平成 2 5 年 4 月 高等技能訓練促進費事業，自立支援教育訓練給付金事業制度改正（支給対象拡大，支給対象期間変更（高等技能））</p> | | |

| 平成26年度予算要望に対する回答 | | NO. | 151 |
|--|--|-----|-----|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| <p>151 児童福祉司配置の拡充など体制の強化をはかり、第2児童福祉センターにも一時保護所を備えること。「青葉寮」の移転再整備にあたっては、職員体制を後退させないこと。施設の子どもたちが通う学校の受け入れ体制を十分整えること。</p> | <p>○ 児童福祉センター及び第二児童福祉センターにおいては、これまでから国の基準を大きく上回る児童福祉司を配置してまいりました。平成25年度には、児童福祉センター及び第二児童福祉センター合わせて、児童福祉司については平成24年度の52名から55名、児童心理司については、16名から17名にそれぞれ増員し、更に体制を強化しております。</p> <p>○ 第二児童福祉センターには、緊急時に備え一時保護スペースを確保するとともに、一時保護所「すばるホーム」と連携した児童の円滑な一時保護の実施に努めているところであり、今後とも適切な支援が行えるよう取り組んでまいります。</p> <p>○ 青葉寮の移転再整備後の職員体制については、移転再整備事業を実施する候補となる法人において、国が定める設備運営基準において最低限配置しなければならないとされている職員数に加え、直接子どもへの処遇に関わる職員については、基準を上回る数の職員を確保することが計画されております。また、児童養護施設が合築される予定であり、相互のバックアップ体制にも期待ができるものと考えております。</p> <p>○ 施設の子どもたちが通う学校の受入体制については、学校及び教育委員会と十分に連携し、子どもたちが適切な教育を受けることができるよう、努めてまいります。</p> <p>(平成26年度予算額) ・情緒障害児短期治療施設「青葉寮」の移転再整備等 139,000千円【新規】</p> | | |

(次ページに続く)

要 望 内 容

回 答

(経過・これまでの取組等)

- ・ 児童福祉センター（第二児童福祉センター含む）における児童福祉司・児童心理司の配置数 (人)

| 年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 児童福祉司 | 41 | 41 | 44 | 52 | 55 |
| 児童心理司 | 11(5) | 12(5) | 14(5) | 16(6) | 17(6) |

() 内は非常勤嘱託員の再掲

- ・ 児童相談所及び第二児童相談所の体制強化

平成21年度 在宅支援強化のため「地域別担当班」の増設（3→4班）
 平成23年度 「子ども虐待防止アクティブチーム」の増設（2→3チーム）
 在宅支援強化のため「地域別担当班」の増設（4→5班）
 平成24年度 第二児童福祉センター開設
 平成25年度 児童相談所の「地域別担当班」、第二児童相談所の「地域別担当班」及び「子ども虐待防止アクティブチーム」に児童福祉司を各1名増配置。一時保護所に児童心理司1名を配置

- ・ 青葉寮移転再整備

平成21年度 「第2児童福祉センター（仮称）のあり方に関する意見」（11月）
 （京都市社会福祉審議会 福祉施策のあり方検討専門分科会）
 「京都市未来こどもプラン」策定（3月）
 平成22年度 「第2児童福祉センター（仮称）等基本構想」策定（6月）
 平成25年度 公募実施（6月10日～7月26日）
 移転再整備事業を実施する候補となる法人の選定（10月）
 （法人名：社会福祉法人 京都社会事業財団）

| 平成 2 6 年度予算要望に対する回答 | | NO. | 1 5 2 |
|--|--|-----|-------|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| <p>1 5 2 鑑別診断の待機を解消するため医師の体制を更に拡充すること。第二児童福祉センターにも療育機能を持たせること。</p> | <p>○ 児童福祉センター及び第二児童福祉センターでは、児童精神科医を平成 2 4 年度に 3 名（非常勤嘱託 2 名を含む）、さらに平成 2 5 年度に 1 名（非常勤嘱託）増配置したところです。これにより、今後とも自閉症の確定診断の待機解消に努めてまいります。</p> <p>○ また、児童療育センターの発達相談部門及び診療部門が第二児童福祉センターに移転した空きスペースを活用し、平成 2 5 年度に児童発達支援事業所「なないろ」を開設し、療育の拡充を図っております。</p> <p>（平成 2 6 年度予算額） ・ 第二児童福祉センター運営費 4 8, 5 8 1 千円</p> <p>（経過・これまでの取組等） 平成 2 4 年 4 月 「第二児童福祉センター」開設 平成 2 5 年 4 月 児童療育センター空きスペースに、児童発達支援事業所「なないろ」開設</p> | | |

| 平成 2 6 年度 予算要望に対する回答 | | NO. | 1 5 3 |
|--|--|-----|-------|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| 1 5 3 児童養護施設と乳児院の職員配置基準をさらに引き上げ、職員の実増をはかること。職員の処遇改善をはかること。 | <p>○ 児童養護施設の職員配置基準については、平成 2 4 年度に直接処遇職員の国基準が引き上げられ、就学児以上の配置基準について、子ども 6 人につき 1 人から、5. 5 人につき 1 人とする等の改善が図られました。</p> <p>○ これまでから本市が独自に実施している入所児童の処遇水準の向上に資する取組については、今後とも実情等を踏まえながら検討を重ねるとともに、措置費制度の抜本的な改善に向け、引き続き国に対して強く要望してまいります。</p> <p>(平成 2 6 年度予算額) ・ 民営児童福祉施設措置費（児童） 2, 4 4 0, 6 9 9 千円</p> <p>(経過・これまでの取組等) 平成 2 1 年度 乳児院における個別対応職員、基幹的職員の配置 乳児等受入加算費創設 平成 2 2 年度 児童養護施設入所児童等自立支援事業の実施 平成 2 3 年度 地域小規模児童養護施設増設 * 児童養護施設定員増による受入体制確保 平成 2 4 年度 乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設に個別対応職員、家庭支援専門相談員の配置義務化 乳児院、児童養護施設における里親支援専門相談員職員の配置 配置基準（直接処遇職員の措置費基準）の引上げ * 設備運営基準（省令）については平成 2 5 年度に引上げ</p> | | |

(次ページに続く)

要 望 内 容

回 答

※平成24年度の配置基準（直接処遇職員の措置費基準）の引上げの概要

| 施設種別 | 引上げの概要 | 直近改正時期 |
|-------------|---------------------|--------|
| 児童養護施設 | 0歳児 1.7:1 → 1.6:1 | 昭和51年 |
| | 1歳児 2:1 → 1.6:1 | |
| | 小学生以上 6:1 → 5.5:1 | |
| 乳児院 | 0・1歳児 1.7:1 → 1.6:1 | 昭和51年 |
| 情緒障害児短期治療施設 | 通じて 5:1 → 4.5:1 | 昭和51年 |
| 児童自立支援施設 | 通じて 5:1 → 4.5:1 | 昭和57年 |
| 母子生活支援施設 | 10世帯以上20世帯未満 1人→2人 | 昭和57年 |
| | 20世帯以上 2人→3人 | |

| 平成 2 6 年度 予算要望に対する回答 | | NO. | 1 5 4 |
|--|--|-----|-------|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| 1 5 4 里親への委託費をいっそう引き上げ、里親会への活動支援を強めること。制度の周知をすすめること。 | <p>○ 里親への委託費については、国の措置費制度に準じた額を支給しており、厳しい財政状況の中、本市独自での引上げは困難ですが、これまでから里親等への委託を推進するため、独自の取組として、措置費に上乗せして新規支度金を支給する等の単費援護を実施しております。</p> <p>○ 里親支援の取組については、賠償保険の公費負担や里親の一時的な休息のためのレスパイト・ケア等の実施に加えて、訪問支援や里親サロン等の実施によるソフト面での支援の充実を図るとともに、里親等の制度に対する社会的理解や関係機関の共通認識を深めるため、リーフレットの配布や講演会の開催、出前講座等を行っております。</p> <p>○ 平成 2 5 年度からは、乳児院 1 箇所及び児童養護施設 3 箇所に里親支援専門相談員を配置し、施設による里親支援体制の充実を図ったところです。</p> <p>○ 里親への措置費に係る国の基準については、平成 2 4 年度から、里親に対して一時保護委託を行った際に里親手当の日額相当額が支弁されることとなった等、改善が図られているところですが、更なる充実を図るよう、機会を捉えて国に要望してまいります。</p> <p>(平成 2 6 年度予算額) ・里親支援事業 7, 9 6 9 千円</p> <p>(経過・これまでの取組等) 平成 2 1 年度 賠償保険の公費負担開始 レスパイト・ケア開始 平成 2 3 年度 里親支援事業開始 里親サポートセンター青い鳥開設</p> <p style="text-align: right;">(次ページに続く)</p> | | |

| 平成 2 6 年度 予算要望に対する回答 | | NO. | 1 5 4 |
|----------------------|---|-----|-------|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| | 平成 2 4 年度 第二児童相談所開設に伴う里親担当主席増員 (兼任 1 名→兼任 2 名) 平成 2 5 年度 乳児院 1 箇所及び児童養護施設 3 箇所に里親支援専門相談員配置 ※ 平成 2 5 年 9 月からは更に児童養護施設 1 箇所に配置 | | |

| 平成 2 6 年度 予算要望に対する回答 | | NO. | 1 5 5 |
|---|--|-----|-------|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| 1 5 5 児童デイサービスへの補助金を復活するとともに、通園施設も含め補助金を増額すること。 | <p>○ 旧児童デイサービス事業者への運営補助については、施設運営が基本的に国の報酬でなされるものと考えている中、新規加算創設や基本報酬増額などで報酬体系の改善が図られたこともあって役割を終えたと判断し、平成 2 4 年度までに段階的な廃止を行いました。</p> <p>　　今後は、サービス需要の増大に対応するため、事業所新規開設に対する補助を実施するなど、障害のある児童に対する支援に努めてまいります。</p> <p>○ 障害児通園施設についても、旧児童デイサービス同様に基本報酬増額など国制度の改善が図られてきたところですが、平成 2 4 年度をもって新体系定着支援事業が廃止され、通園施設事業者の減収が見込まれたことから、平成 2 6 年度予算でもこれまでと同額を確保しております。</p> <p>　　今後は、新体系定着支援事業廃止の影響を見極めつつ、補助金の在り方について検討してまいります。</p> <p>(平成 2 6 年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後等デイサービス等設置促進事業 2 0, 0 0 0 千円 ・障害児通園施設運営補助事業 1 2, 0 0 0 千円 | | |

| 平成 2 6 年度 予算要望に対する回答 | | NO. | 1 5 6 |
|--|--|-----|-------|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| 1 5 6 地域生活が困難な実態を踏まえ、不足している障害者入所施設の増設と短期入所枠の拡大を更にすすめること。 | <p>○ 障害のある方の自立と社会参加を進める観点から、福祉施設入所者については、地域生活への移行を行い施設入所者数の削減を行うこととしており、入所施設を増設する予定はありません。</p> <p>○ 短期入所については、平成 2 5 年度はこれまで 2 箇所（計 7 床）の事業所が開設したほか、既存の事業所 2 箇所（計 3 床）が増床しております。また、平成 2 5 年度整備助成により、2 箇所（計 8 床）の事業所が新たに開設を予定しており、今後とも事業者に対して設置促進の働き掛けを行ってまいります。</p> <p>○ なお、保護者の急病・その他のやむを得ない理由により、障害のある方が一時的に保護を必要とする場合に緊急利用できる短期入所枠を確保するため、平成 2 1 年度からあんしん生活緊急サポート事業（障害者緊急短期入所事業）を実施しております。</p> <p>（平成 2 6 年度予算額） ・あんしん生活緊急サポート事業（障害者緊急短期入所事業） 2, 4 1 5 千円</p> | | |

| 平成 2 6 年度 予算要望に対する回答 | | NO. | 1 5 7 |
|---|--|-----|-------|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| 1 5 7 地域生活支援事業の移動支援については、施設入所者も対象とすること。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 移動支援については、同じガイドヘルプサービスとして国の制度で設けられている同行援護及び行動援護に準じた取扱いを行っております。 ○ 施設入所者への制度適用については、同行援護及び行動援護において、施設入所との重複報酬を避ける観点から、入所者は一時帰宅する場合で施設入所に係る報酬が全く算定されない期間に利用することが可能とされており、移動支援についても同様の取扱いとしています。 | | |

要 望 内 容

回 答

158 洛西ふれあいの里保養研修センターは廃止を撤回し、存続すること。

- 洛西ふれあいの里保養研修センター（以下「保養研修センター」という。）については、平成6年6月の開所以来、多くの高齢者に保養の場を提供するとともに、各種研修等を通じて介護職員をはじめとする社会福祉施設職員の質の向上に大きく寄与してきました。
- しかし、開所から約20年が経過し、社会経済情勢が大きく変化する中、施設提供事業については、民間宿泊施設の増加、設備の老朽化等により、利用者数が低迷し、今後、大幅な改善の見直しが立たぬまま多額の公費を投入している状況です。
また、その他の事業についても、京都市長寿すこやかセンターの設置及び民間事業者による代替施設の増加により、保養研修センターとして事業を継続する必要性が低下しております。
- このような状況を踏まえ、これらの事業のうち社会福祉に関する研修事業について、交通アクセスの良い京都市長寿すこやかセンターが承継し、同センターにおいて従前から実施している高齢者福祉に関する研修と併せて実施することにより、利便性の向上及び研修の拡充を図るとともに、平成25年度末をもって保養研修センターを廃止するための「洛西ふれあいの里保養研修センターを廃止するための関係条例の整備に関する条例」を施行することとしており、保養研修センターの廃止を撤回する予定はありません。

| 平成 2 6 年度 予算要望に対する回答 | | NO. | 1 5 9 |
|---|---|-----|-------|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| 1 5 9 老朽化した若杉学園は市が責任を持って整備すること。運営は市直営を継続すること。 | <p>○ 若杉学園は、開設以来 5 0 年以上が経過する中で、施設の老朽化及び耐震化といったハード面での課題と、定期的な人事異動等に伴い支援員にノウハウが蓄積しにくいといったソフト面での課題を抱えています。</p> <p>○ 一方、障害者総合支援法の下、本施設と同じ「生活介護」を行う事業者が市内に 4 7 箇所あり、重度の方の受入れを積極的に行っている事業所も増加しています。</p> <p>○ このような状況の下、民間事業者においても、創意工夫により適切な職員体制で本施設の運営を十分担っていただけると認識しており、また民設の場合、建替え経費について国庫補助が得られるという有利な条件もあるため、民設民営化の手法により全面的に建替えを行い、民間事業者に運営を委ねていくこととしております。</p> <p>(経過・これまでの取組等) 平成 2 5 年 1 2 月 若杉学園の今後の基本的な考え方(案)についての市民意見募集</p> | | |

| 平成 2 6 年度 予算要望に対する回答 | | NO. | 1 6 0 |
|---|--|-----|-------|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| 1 6 0 「聞こえの支援」を進めるため、公的施設で積極的に磁気ループを導入すること。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 難聴者が補聴器で音声を正確に聞き取るための集団補聴装置（磁気ループシステム、赤外線補聴システム等）に関しては、平成 2 3 年度に左京区総合庁舎の会議室に導入しております。 ○ 本市の財政状況から、全ての公共施設に設置することは困難ですが、今後新たに建設される総合庁舎等においても、磁気ループの設置に向け引き続き取り組んでまいります。 ○ また、京都市聴覚言語障害者センターにおいて、無料で磁気ループ（可搬型）の貸出しを行っております。 | | |

要 望 内 容

回 答

1 6 1 J R 料金の割引，重度心身障害者医療費助成制度，重度障害老人健康管理費支給制度について精神障害者も対象とすること。

○ J R 運賃の割引については，現在，身体障害のある方及び知的障害のある方が割引の対象となっており，精神障害のある方については対象となっていません。
今後とも，精神障害のある方についても対象ともなるよう，国に対して積極的に働き掛けてまいります。

○ 精神障害者の方を重度心身障害者医療費支給制度，重度障害老人健康管理費支給制度の対象とすることについては，厳しい財政状況において，実施は極めて困難です。

(平成 2 6 年度予算額)

| | | |
|-------------------|-----|----------------|
| ・ 重度心身障害者医療費支給事業 | 医療費 | 2, 390, 000 千円 |
| | 事務費 | 33, 185 千円 |
| ・ 重度障害老人健康管理費支給制度 | 医療費 | 1, 450, 000 千円 |
| | 事務費 | 17, 020 千円 |

| 平成 2 6 年度 予算要望に対する回答 | | NO. | 1 6 2 |
|---|--|-----|-------|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| 1 6 2 保健センターの体制を補強し，精神障害者の社会復帰・家庭復帰支援事業の取り組みを強化すること。関係機関との相互連携を強めること。 | <p>○ 保健センターでは，これまでから精神科嘱託医と精神保健福祉相談員及び保健師による相談及び訪問相談指導を実施するなど，精神障害のある方の社会復帰等への支援に努めております。</p> <p>○ また，こころの健康増進センターでは，精神科病院への長期入院患者を対象とした精神障害者地域移行・地域定着支援事業をはじめ，就労準備デイ・ケア及び精神障害者社会適応訓練事業等を実施しております。</p> <p>○ 平成 2 6 年度は，これまで統合失調症の方を対象としていた就労準備デイ・ケアをうつ病の方にも拡大する予定であり，今後も医療機関，障害者地域生活支援センター，協力事業者等の関係機関と連携し，精神障害のある方の社会復帰等の推進に努めてまいります。</p> <p>(平成 2 6 年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者地域移行支援事業 3, 5 8 7 千円 ・精神科デイ・ケア事業 9, 5 7 0 千円【充実】 ・社会適応訓練事業 5, 4 5 8 千円 | | |

| 平成 2 6 年度 予算要望に対する回答 | | NO. | 1 6 3 |
|---|--|-----|-------|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| <p>1 6 3 福祉タクシーのチケットは、一枚で初乗り料金を確保できるよう改善し、実情に応じて枚数を増やすこと。</p> | <p>○ 重度障害者タクシー料金助成事業については、平成 2 2 年度に、交付対象者の拡大や助成額の変更など、制度を安定的・持続的に運営するための見直しを行ってきております。</p> <p>○ 助成額の増額については、多額の財政負担増を伴うため困難ですが、利用状況等を注視しつつ、より良い制度運用ができるよう努めてまいります。</p> <p>(平成 2 6 年度予算額) ・重度障害者タクシー料金助成事業 2 1 2, 4 3 5 千円</p> <p>(経過・これまでの取組等) 平成 2 2 年 1 0 月 交付対象者拡大 (精神障害保健福祉手帳 1 級も対象) 助成額の見直し 利用券 1 枚当たり小型基本料金相当額→5 0 0 円 利用券 1 乗車 1 枚使用→最大 2 枚まで使用可</p> | | |

| 平成 2 6 年度 予算要望に対する回答 | | NO. | 1 6 4 |
|--|---|-----|-------|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| 1 6 4 民間社会福祉施設の耐震診断と改修は、公の施設との位置付けで市が責任を持って行うこと。 | <p>○ 民間社会福祉施設の耐震化については、これまでから耐震診断や耐震改修に係る経費に対する補助を行っており、平成 2 4 年度からは、耐震診断未実施の民間社会福祉施設に対し、専門家が施設を訪問し、耐震化の必要性や手続等についてアドバイスする「民間社会福祉施設への耐震アドバイザー派遣事業」を行っております。さらに、平成 2 5 年度からは、耐震診断助成事業の対象を非特定建築物にも拡大するとともに、平成 2 5 年度から平成 2 7 年度の 3 年間に限り、補助上限（1, 0 0 0 千円）を撤廃し、一層の耐震化の促進に取り組んでいるところです。</p> <p>○ 平成 2 6 年度は、平成 2 5 年 9 月に策定した民営保育園耐震化計画及び今後策定予定の民間社会福祉施設等の耐震化計画に基づき、早期に耐震化の取組を進めてまいります。</p> <p>（平成 2 6 年度予算額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間社会福祉施設耐震診断助成 2 4, 7 8 3 千円 ・民間保育所耐震改修助成（1 0 箇所分） 2 4 3, 0 0 0 千円 ・養護老人ホーム「健光園」建替え整備助成 4 8, 3 0 0 千円【新規】 <p>（経過・これまでの取組等）</p> <p>平成 2 0 年度 民間社会福祉施設耐震診断助成事業の開始 平成 2 4 年度 民間社会福祉施設への耐震アドバイザー派遣事業（保育園等） 平成 2 5 年度 民間社会福祉施設への耐震アドバイザー派遣事業（保育園以外） 民間社会福祉施設耐震診断助成事業の対象を非特定建築物に拡大 上記助成事業の補助限度額（1, 0 0 0 千円）を撤廃 （補助限度額の撤廃は、平成 2 7 年度までの 3 年間に限る）</p> | | |

要 望 内 容

回 答

165 憲法25条，現行生活保護法に基づき，生活保護行政を進めること。

・生活保護費引き下げの影響・実態を調査すること。

・生活保護申請用紙を相談窓口置くこと。

・生活保護制度を広く市民に周知すること。

○ 平成25年12月に成立した生活保護法の一部を改正する法律については，必要な人には必要な保護を実施するという基本的な考え方を適切に維持しつつ，今後とも生活保護制度が国民の信頼に応えられるよう所要の措置を講ずるものであると認識しており，本市としては，今後とも国の動向を注視しつつ，適正な制度運営の確保に努めてまいります。

○ 生活保護基準については，国民が健康で文化的な最低限度の生活水準を維持できるよう，社会経済情勢や物価の動向等を総合的に勘案し，厚生労働大臣が定めることとされております。今回の見直しは，社会保障審議会生活保護基準部会での検証に加え，平成20年（前回見直し）以降の物価の下落を適正に反映した結果であると認識しております。
なお，今回の引き下げの影響を受けて平成25年8月1日付けで保護廃止となった世帯はありません。

○ 本市では，専任の面接員を市内全福祉事務所に配置しており，面接員が相談者の状況を的確に把握し，他法他施策の活用等の助言を適切に行うとともに，生活保護制度の趣旨等について十分な説明を行ったうえで，相談者に保護申請するかどうかを判断していただくため，申請書は窓口を設置するのではなく，面接室に用意しています。

○ 生活保護制度については，生活にお困りの方が福祉事務所に相談していただく機会が失われることがないように，その周知方法について適宜点検してまいりたいと考えております。
なお，「京都市生活ガイドブック」暮らしのてびき（平成25年2月発行）において，『生活に関するご相談』先として各区役所・支所福祉部保護課をご案内するとともに，生活保護制度の説明を掲載しています。

| 平成 2 6 年度 予算要望に対する回答 | | NO. | 1 6 5 |
|---|--|-----|-------|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護期限を定めての「就労指導」はやめること。医療扶助への自己負担導入を求める指定都市市長会と本市の対政府要望は撤回すること。 ・ 夏季加算の創設，老齢加算の復活を国に求めること。 ・ 必要な人に職権保護を含め生活保護を適用すること。 ・ ケースワーカーは 8 0 世帯に 1 名の配置とすること。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 就労支援に当たっては，身体状況以外に生活歴，職歴等や育児，介護など様々な条件を考慮したうえで，その方の能力等に応じた就労に向けた努力を支援しており，あらかじめ保護の期限を設定し，期限までに自立を求めるような指導は行っていません。 なお，働く力があるにも関わらず，理由なくその活用を怠る場合は，生活保護法第 2 7 条に基づき文書で指示を行うなど，けじめのある指導を行っています。 ○ 医療扶助の自己負担については，患者本人が社会保険等の被保険者と同様のコスト意識を持つことが必要と考えており，世帯の最低生活費を保障したうえで，導入していくべきと考えています。 また，生活保護制度は，社会保障全般の見直しの中で，抜本的な改革が図られるべきと考えており，医療扶助の自己負担導入の検討を含めて，国への要望を撤回することは考えていません。 ○ 加算を含めて生活保護基準は，厚生労働大臣の裁量により設定されているものであり，本市が独自に生活保護基準を改定することはできません。 夏季加算については，平成 2 0 年度以降，国の実施要領等の改正意見提出の際に，厚生労働省にその創設を要望しているところであり，引き続き要望してまいります。 老齢加算については，今後とも国の動向を注視してまいります。 ○ 本市では，常に漏給も濫給もない「必要な人に必要な保護」を実施するため，生活相談時には，相談者の心情に配慮した懇切丁寧な対応を行うとともに，急迫状態にあると認められる場合は，速やかに職権保護を検討するなど，今後とも適切な生活保護の運用に努めてまいります。 ○ ケースワーカーの配置については，生活保護世帯が増加し続けている状況の中で，適切な自立支援をより一層推進していくため，また，世帯変動や住所異動の激しい地域への重点的対応を行っていくため，長期化する厳しい状況の中で人員確保 (次ページに続く) | | |

要 望 内 容

回 答

- ・保護開始に当たっての法定期限（14日）を遵守すること。
- ・一時扶助でエアコン設置を行うこと。
- ・夏季歳末見舞金を復活すること。
- ・「医療券」方式を改め「医療証」にすること。
- ・保護費支給明細書を受給者に交付すること。
- ・市として公的就労の機会を拡充し、仕事を確保すること。

が可能となるよう、効率的かつ重点的に配置することとし、さらに、大規模区には、担当課長を配置する等、ケースワーカーのバックアップ体制についても強化しているところです。

- 生活保護の決定に当たっては、法定期間である14日以内に決定するよう努めるとともに、申請者宅への家庭訪問や資産・収入及び扶養義務に関する調査など保護の要否判定に必要な調査に日時を要し法定期間を超える場合は、その理由を申請者に懇切丁寧に説明するなど、引き続き適正な保護の実施に努めてまいります。
- クーラーを始めとする日常生活に必要な物品は、本来経常的な生活費の範囲の中で計画的に購入すべきと考えられており、熱中症対策として広く一般的に一時扶助で対応することは困難と考えています。
- 現在の生活保護基準の水準に照らし、「生活保護基準を補う」という見舞金事業の目的は、既に達成されたと考えられること、また本市の財政状況は極めて厳しい状況にあることから、見舞金を復活する考えはありません。
- 医療証方式では、福祉事務所として当該医療の要否について事前確認ができず、福祉事務所の権限である指定医療機関の選定を行うこともできないといった問題があります。同方式は、国において慎重に検討されるべきものと考えております。
- 生活保護決定通知書については、その交付を通じて、引き続き被保護者への懇切丁寧な説明に努めてまいります。また、現在、新しい生活保護電算システムの構築に向けて検討中であり、その中で、生活保護決定通知書をさらに分かりやすいものに変更したいと考えております。
- 平成25年度から就労体験による訓練や社会参加の機会を提供する「チャレンジ就労体験事業」を実施し、保護受給者の状況に応じたきめ細やかな支援に取り組むとともに、就労体験先の開拓にも取り組んでおります。平成26年度においては本
(次ページに続く)

要 望 内 容

回 答

166 ホームレスの定期的な実態調査を行い、自立支援を強化すること。

・土・日・祝日も対応できる体制をつくること。

・ホームレスの生活保護適用に当たっては、居宅確保を原則とすること。中央保護所の一時宿泊機能や一時宿泊施設・緊急一時施設等の入所は長期に及ばないようにすること。

・自立支援センター等利用者の処遇改善と施設改善を行うこと。

・ホームレスを支援する民間団体への財政支援を拡充すること。

・中央保護所等の運営について引き続き公的責任を果たし、入所者の社会的自立を支援すること。

○ ホームレスの方への緊急対応が必要な場合は、土・日・祝日の閉庁日や夜間においても、区役所・支所の宿直からの連絡を通じ、福祉事務所と中央保護所が連携して宿泊場所の提供を行う等、支援の停滞を招くことがないよう実施しております。

○ ホームレスの方への自立支援については、これまでの生活歴や今後の希望等をお聞きしたうえで、その方に適した支援方針を樹立することとしています。
このため、本人が居宅生活を希望されるとともに、国の通知に基づき居宅生活が可能と判断された場合については、速やかな居宅確保に努めているところであり、今後も適切に対応してまいります。

○ 自立支援センターについては、リーマンショック以降の雇用情勢の悪化を受けて就職が困難となってきていることや、以前と比べて就労意欲のある入所者が減少している等、就労指導等に係る職員の負担が増大していることから、平成22年度及び平成24年度に予算を増額し、職員体制の充実を行いました。平成26年度についても、ホームレスの方の就労自立の促進に向けて、引き続き支援に取り組んでまいります。

○ 平成23年度から、ホームレスの方が居宅生活を継続させるための取組等を実施している民間団体等に対し、その事業に係る経費を助成する「ホームレス地域サポート事業」を実施し、地域においてホームレス支援に取り組んでおられる団体等の支援に努めております。平成25年度から、更なる支援の充実を図るため、予算を増額しております。

○ 中央保護所については、平成23年度から指定管理者により運営しておりますが、今後とも、指定管理者と連携を図り、入所者への援助方針の樹立等、実施機関として公的責任を果たしてまいります。

(次ページに続く)

| 平成 2 6 年度予算要望に対する回答 | | NO. | 1 6 6 |
|---|---|-----|-------|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| <p>・緊急一時宿泊施設を必要とするすべての人が利用できるよう施設整備を行うこと。</p> | <p>○ 簡易旅館の借上げによる緊急一時宿泊事業については、平成 2 2 年度から通年で実施しているところであり、平成 2 6 年度においても、宿泊を希望されるホームレスの方に対応できるよう予算確保に努めているところです。</p> <p>(平成 2 6 年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央保護所運営経費 1 2 7, 9 4 5 千円 ・ホームレス自立支援センター事業 5 7, 8 7 0 千円 ・ホームレス地域サポート支援事業 4, 0 0 0 千円 ・宿泊援護事業 1 6 4, 1 3 1 千円 | | |

| 平成 2 6 年度 予算要望に対する回答 | | NO. | 1 6 7 |
|-----------------------|--|-----|-------|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| 1 6 7 市営葬儀事業を復活させること。 | <p>○ 市営葬儀事業については、年間利用件数が2,000件前後（昭和25年開設当時）から200～300件程度（廃止直前10年間）へと大幅に減少するとともに、収支状況も、廃止直前の利用料収入は10%程度で残り90%は公費で賄う状況であったことから、平成17年度に廃止したものであり、本市の財政状況がより厳しさを増す中、事業を復活する考えはありません。</p> <p>（経過・これまでの取組等）</p> <p>平成12年11月 「京都市新世紀市政改革大綱」において、「事業そのものの在り方を見直す」とされた。</p> <p>平成13年 9月 「市政改革推進本部幹事会」において、「平成16年末廃止が適当」との意見が出された。</p> <p>平成17年 2月 廃止に係る条例を議会に上程 4月 事業廃止</p> | | |

| 平成 2 6 年度 予算要望に対する回答 | | NO. | 1 6 8 |
|---|---|-----|-------|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| <p>1 6 8 夏季・歳末貸付資金の限度額を引き上げ、通年化すること。生活保護受給者も貸付対象とすること。生活福祉資金は、審査期日が短縮できるように、必要な手だてを市として講じること。</p> | <p>○ 夏季歳末特別生活資金貸付制度の限度額の引上げや事業の通年化については、本市の極めて厳しい財政状況から、実施は困難です。</p> <p>○ 生活保護受給者については、生活保護法の適用により最低生活が保障されているため、貸付けの対象とする考えはありません。</p> <p>○ 生活福祉資金貸付制度は、京都府社会福祉協議会が実施主体として運用されている事業であり、平成 2 1 年 1 0 月には利用者のニーズに応じた柔軟な貸付が実施できるよう制度の見直しが行われました。</p> <p>○ 審査については、「京都府社会福祉協議会生活福祉資金貸付審査等運営委員会」が毎月 1 回開催されておりますが、制度の円滑な運営のため今後においても京都府へ働き掛けてまいります。</p> <p>(平成 2 6 年度 予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夏季歳末特別生活資金貸付 8 6, 2 1 1 千円 | | |

| 平成 2 6 年度 予算要望に対する回答 | | NO. | 1 6 9 |
|---|--|-----|-------|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| 1 6 9 低所得者世帯，社会福祉施設などに対し，上下水道料金の福祉減免制度をつくること。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 上下水道料金の低所得者世帯等への福祉減免制度の創設については，特定の利用者に料金を減免することは他の利用者とその負担を転嫁することになることから，料金負担の公平の原則の下，実施する考えはございません。 ○ また，生活保護世帯については，生活扶助基準に上下水道料金をはじめとする光熱水費が含まれているとされていることから，生活保護制度の中で対応できるものと考えております。 ○ 社会福祉施設については，利用者が個人利用で負担する部分を除き，措置費等を財源とする運営費に光熱水費も算定されているため，その中で対応できるものと考えております。 | | |

| 平成 2 6 年度 予算要望に対する回答 | | NO. | 170 |
|----------------------------|---|-----|-----|
| 要 望 内 容 | 回 答 | | |
| 170 各内職会の支援を強め認定基準を緩和すること。 | <p>○ 厳しい財政状況ですが、平成26年度においても、各内職会に対する運営補助については、例年の交付水準を保てるよう、必要な予算を確保し、適切な支援を行ってまいります。</p> <p>また、内職会の認定基準については、各内職会が補助金を適正に執行するとともに、貸付金を期限内に償還できることなど、継続的かつ適切な事務処理を行うことができる体制及び財政基盤を有していることが求められることから、緩和することは考えておりません。</p> <p>(平成26年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内職授産事業 6,000千円 | | |